

覚 書

バームハイツ西葛西管理組合(以下「管理組合」という)とバームハイツ西葛西自治会(以下「自治会」という)とは、2007年11月11日付で締結した植栽管理に伴う確認書(以下「確認書」という)に関し、以下のとおり合意した。なお本覚書に記載のない事項に関しては、変更はないものとする。

記

第1条(業務委託費の変更)

管理組合が自治会に対して支払う業務委託費を350,000円/年とする

第2条(業務委託費変更の開始期間)

第1条の変更は2010年9月1日から開始するものとする。

第3条(添付書類等)

元確認書の内容を明らかにするため、本覚書に確認書(複写機によるコピー)を添付するものとする。

以上の合意の証として、本覚書2通を作成し、管理組合および自治会が記名押印のうえ、管理組合及び自治会の双方が保有することとする。

2010年 9 月 1 日

(管理組合) 東京都江戸川区西葛西3丁目3番13号
バームハイツ西葛西管理組合
理事長 八木原 弘之

(自治会) 東京都江戸川区西葛西3丁目3番13号
バームハイツ西葛西自治会
会 長 関根 弘二

植栽管理に伴う確認書

委託者 パームハイツ西葛西管理組合を甲とし、受任者 パームハイツ西葛西自治会を乙とし、パームハイツ西葛西管理組合の総会承認を前提に両者の間に次のとおりパームハイツ西葛西敷地内植栽管理の業務委託をしたことを確認した。

本確認書を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を保有することとする。

第1条 甲はパームハイツ西葛西敷地内植栽管理(樹木の剪定、施肥)を乙に委託する
2 乙は甲に年間作業計画を提出し、承認を得る

第2条 乙は業務委託を受けた全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする
2 乙が前項の規定に基づき植栽管理を第三者に再委託した場合には、乙は再委託した植栽管理の処理について甲に対して責任を負う

第3条 甲は乙に対して第1条に定められた業務を行うため必要がある場合、委任状を発行するものとする

第4条 乙は第1条に定められた業務を下記期間に行う
2007年9月1日～2008年8月31日まで

第5条 乙の業務委託費は386,400円/年とする

第6条 甲は第5条の業務委託費を乙からの報告書をもとに4月と10月2回に分けて乙に支払うものとする

第7条 乙は期間中に甲の許可を得て発生する樹木・土の購入費を甲に請求することができる

第8条 甲乙は誠実にこの確認事項を履行し、記載のない事項については双方で協議し決定することとする

第9条 甲乙双方から期間満了の3カ月前までに解約の意志表示がない場合、第4条の期間を自動更新するものとする

2007年11月11日

委託者 江戸川区西葛西3-3-13 パームハイツ西葛西
パームハイツ西葛西管理組合
理事長 酒井貴生

受任者 江戸川区西葛西3-3-13 パームハイツ西葛西
パームハイツ西葛西自治会
会長 関根弘

